

「石川県環境影響評価制度の改正」(案)について(概要)

1 改正の趣旨

石川県では、地域の実情にあった環境影響評価(アセスメント)制度の運用を行うために、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成16年石川県規則第51号。以下「規則」という。)を制定し、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象とならない種類・規模の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

令和3年10月31日に、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第283号。以下「改正政令」という。)が施行され、法の対象となる風力発電所の規模要件が引き上げられたことに伴い、従来の環境影響評価の対象とする事業規模を維持するため、今般、法の対象外となった規模(出力7,500キロワット以上3万7,500キロワット未満)の風力発電事業を県の環境影響評価制度の対象に加えるとともに、事業者が事業の早期段階において環境配慮を行うため、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の作成等の手続を導入するものです。

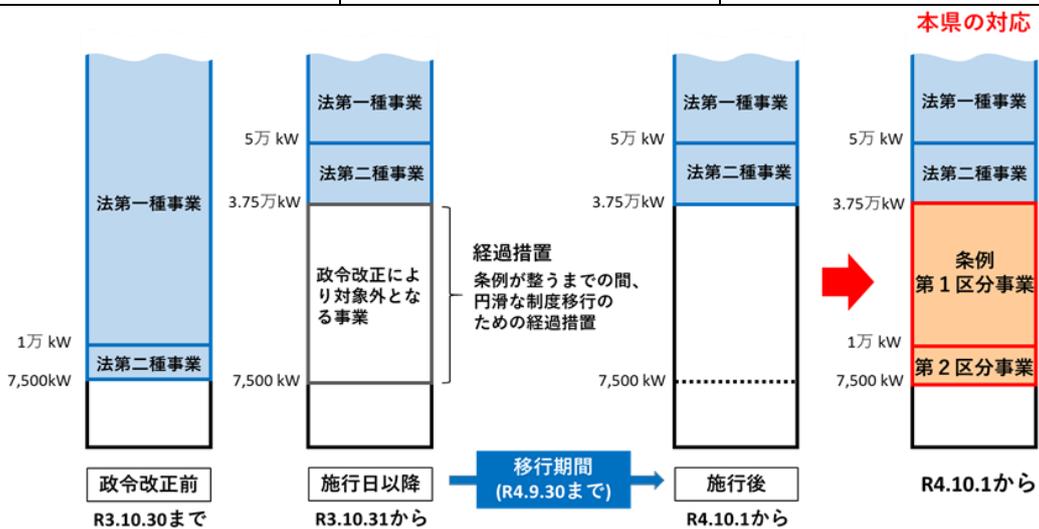
2 主な改正内容

<風力発電事業関係>

(1) 風力発電事業の追加(規則別表第5関係)

風力発電事業に係る規模要件について、次のとおり定めます。

事業の種類	第一区分事業	第二区分事業
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所の設置の工事業



<対象規模のイメージ図>

(2) 軽微な修正の要件の追加(規則別表第 6 関係)

風力発電事業に係る評価書の公告手続前における事業内容の変更に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な修正の要件について、次のとおり定めます。

- ・ 発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
- ・ 修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

(3) 軽微な変更の要件の追加(規則別表第 7 関係)

風力発電事業に係る評価書の公告手続以降における事業内容の変更に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な変更の要件について、次のとおり定めます。

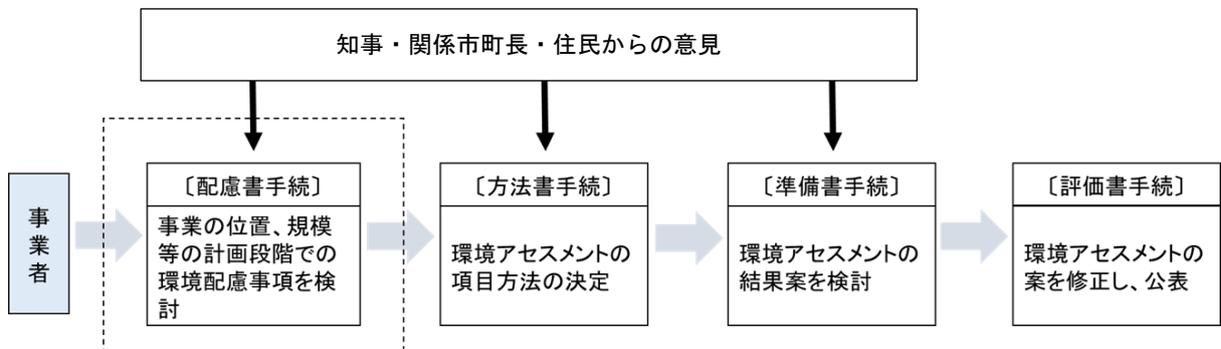
- ・ 発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
- ・ 変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
- ・ 発電設備が 100 メートル以上移動しないこと。

<計画段階環境配慮書関係>

(4) 配慮書手続の創設

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置・規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・提言する手続であり、方法書手続の前に、配慮書手続を導入します。

県の環境影響評価制度の対象となるすべての事業(風力発電事業を含む)に適用される。詳細は条例別表第三及び規則別表第五を参照してください。



【規定内容】

- ・ 事業者の方法書の作成等の前に必要な手続として、計画段階配慮事項についての検討を行った結果等に関する事項を記載した配慮書を作成しなければならない。
- ・ 事業者は、配慮書及びこれを要約した書類(以下「配慮書等」という。)を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。
- ・ 事業者は、配慮書を作成したときは、配慮書等を公告し、縦覧に供さなければならない。
- ・ 配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者(以下「住民等」という。)は、事業者に対し、意見を述べることができる。
- ・ 知事は、市町長の意見を勧告し、環境審議会の意見を聴いて、事業者に対し、配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べるができる。
- ・ 事業者は、住民等から意見が述べられたときはこれに配慮し、知事から意見が述べられたときはこれを勧告して、方法書を作成しなければならない。

3 経過措置

- (1) 次の風力発電事業等については、改正後の条例及び規則(以下「新条例等」という。)は適用されません。
 - ・ 改正政令施行日の前に、法による環境影響評価手続に着手済みの事業
 - ・ 法の第二種事業であって、新条例等施行日の前に、法による環境影響評価手続を行うことを要しない旨の通知があった事業
 - ・ 改正政令の附則により、法の対象事業とみなされた事業
 - ・ 改正政令附則第3条の手続を行い、新条例等施行日の前に、法による環境影響評価手続を行うことを要しない旨の通知があった事業
- (2) 新条例等施行日の前に、条例による環境影響評価手続に着手済みの事業については、新条例等は適用されません。

4 施行日(予定)

令和4年10月1日